

市区町村の発注者別評価点の活用状況について

参考資料1

A. 政令指定都市(1)

地方公共団体名		札幌市		仙台市		さいたま市		千葉市		横浜市		
発注者別評価点活用対象業種		土木、下水道、舗装、造園、建築、電気、管、鉄骨・橋梁、機械設備、渡渉、防水、建具、通信、石、タイル・れんが・ブロック、ガラス、板金、屋根、鉄筋、熱絶縁、左官・タイル・ブロック		土木、建築、電気、管		土木、建築、下水道、ほ装、電気、管、その他		土木、建築、電気、管、舗装、造園		土木、ほ装、造園、建築、電気、管及び下水道		
発注者別評価点の対象者		管内業者のみでなく、管外業者も対象としている		管内業者のみでなく、管外業者も対象としている		管内業者のみでなく、管外業者も対象としている		管内業者のみでなく、管外業者も対象としている		管内業者のみでなく、管外業者も対象としている		
発注者別評価点の評価項目		具体的内容		具体的内容		具体的内容		具体的内容		具体的内容		
		加点(減点)状況		加点(減点)状況		加点(減点)状況		加点(減点)状況		加点(減点)状況		
【工事の内容に関連がある評価項目】	工事成績			成績により計算された数値(格付実施の前4年以内)	平均工事成績に基づく基準年数×年間工事実績に基づく係数(3~5) [基準点数] 平均工事成績75点超(平均工事成績-74) 65点未満(平均工事成績-65)			成績により計算された数値(直近2年度分)	-40~150点	工事成績 Ms=C(R-65) C: 3~15(直前2年間の年間平均請負金額による) R: 直前2年間の工種別工事成績の平均点(優良業者の場合5点を加算) 0点を下回る場合は0点とみなす(優良業者は5点とみなす) 単純加点ではなく、後述の係数と掛けて発注者別評価点を算出する。	0~35点 5~40点(優良業者の場合)	
	技術力							技術者の保有状況(市内業者は、申請時点の実人数。それ以外は、経番2評点における技術者数) 1級技術者 2級技術者 その他の技術者	人数×3点 人数×2点 人数×1点 (上限60点)			
	安全対策							安全対策に関する講習への参加 建設業労働災害防止協会に加入	10点 10点			
	表彰			優良表彰(格付実施の前4年以内)	10点×受賞回数(30点を上限)							
	ISO9001			ISO9001、ISO9002又はISO9003の認証取得	10点	ISO9000シリーズの認証取得	20点	ISO9000シリーズの認証取得	10点			
	その他										当該工種に係る直近2年間の年間平均受注金額に応じて算出した係数	係数3.0~15.0
【地域貢献や社会性を評価する評価項目】	社会貢献					さいたま市長又はさいたま市水道事業管理者と「災害時における応急復旧業務に関する協定」を締結	20点	市と防災協定を締結している	25点			
	不正行為	参加停止(直近2年間)	-10×(月数)	指名停止(格付評点の見直しを実施する日の属する年の初日までの2年間)	指名停止の累計の月数×(-10点)							
	新分野進出											
	企業連携	合併及び合併と同等と認められる営業の全部譲渡。ただし、札幌市で定める「建設業の合併等に係る支援策について」の条件に合致する場合。	客観点の15%									
	雇用対策	雇用対策 障害者雇用 法定雇用障害者率が1.8%以上 障害者雇用状況の報告義務のない者で、1人以上の障がい者を雇用している者(とは重複加点なし)	10点 10点	障害者雇用(雇用状況の報告義務のある事業主で、法定雇用障害者数以上の場合) 障害者雇用(雇用状況の報告義務のない事業主の場合) 障害者雇用(上記の場合に加え、障害者雇用報奨金を受給している場合)	10点 10点(障害者一人以上雇用) 10点	障害者雇用 法定雇用障害者数以上	20点	障害者の雇用の促進に関する法律に基づく(法定雇用率を達成している場合等)	20点			
	環境対策			みちのく(環境管理規格認証機構が認証したみちのく環境管理規格を取得)	10点							
	ISO14001			ISO14001の認証取得	10点	ISO14001の認証取得	15点	ISO14000シリーズの認証取得	10点			
	その他	市内に建設業許可における主たる営業所を有する者	客観点の7%	下請負の地元発注推進企業として顕彰されたこと(格付実施の前年度) 本店等(商業登記簿上の本店又は建設業法上の主たる営業所)の所在地が本市の区域内	10点 客観点×3%							
発注者別評価点の合計(各評価項目の最大値を合算)		434		277		75		295		600		
総合点	総合点(計算上の最大値)	2,359		2,202		2,156		2,220		2,525		
	(内訳)発注者別評価点	434		277		75		295		600		
	(内訳)客観点	1,925		1,925		2,081		1,925		1,925		
	総合点における発注者別評価点の割合(%)	18.4		12.6		3.5		13.2		23.8		
	総合点(実績最大値)	1,820		1,847		1,845		2,019		2,018		
	(内訳)発注者別評価点	10		30		35		260		293		
	(内訳)客観点	1,810		1,817		1,810		1,759		1,725		
	総合点における発注者別評価点の割合(%)	0.5		1.6		1.9		12.9		14.5		
	総合点の算出方法	発注者別評価点と客観点を単純に加算している		発注者別評価点と客観点を単純に加算している		発注者別評価点と客観点を単純に加算している		発注者別評価点と客観点を単純に加算している		発注者別評価点と客観点を単純に加算している		
	引き延ばす方法											

A. 政令指定都市(2)

地方公共団体名		川崎市		新潟市		静岡市		浜松市		京都市	
発注者別評価点活用の対象業種		全ての業種		土木一式、建築一式、管、電気、造園		(市内業者)土木一式、建築一式、電気、管、ほ装		土木一式、建築一式、管、電気		土木、建築、電気、管、舗装、造園、解体	
発注者別評価点の対象者		管内業者のみを対象としている		管内業者のみでなく、管外業者も対象としている		管内業者のみを対象としている		管内業者のみを対象としている		管内業者のみを対象としている	
発注者別評価点の評価項目		具体的内容		具体的内容		具体的内容		具体的内容		具体的内容	
		加点(減点)状況		加点(減点)状況		加点(減点)状況		加点(減点)状況		加点(減点)状況	
【工事の内容に関連がある評価項目】	工事成績					成績により計算された数値(前年)	-100~100点	500万円以上の全について工種毎の平均点を求め加点(減点)(直近2年度)	-50~56点	本市が発注したで、直前4年間に完成したに係る平均成績から60点を減じて得られる数に5を乗じた数	0~200点
	技術力										
	安全対策	建設業労働災害防止協会に加入している事業者	10点								
	表彰	優良業者表彰	1部門10点	優良表彰(直近2年度)	20点	優良技術者表彰の対象を完成(前回定期認定から今回定期認定まで)	1件につき20点	優良表彰(直近2年度)	30点		
	ISO9001	ISO9000シリーズの認証取得	10点	ISO9000シリーズの認証取得	20点	ISO9001の認証取得	10点	ISO9001の認証取得	10点	ISO9000シリーズの認証取得	10点
	その他									本市1件最高施工額	0~200点
【地域貢献や社会性を評価する評価項目】	社会貢献	本市と応急防災措置等に関する協定等を締結している事業者及び締結している団体に加入している事業者	10点			静岡市と災害時における応急対策活動に関する協力協定を締結	20点	浜松市と災害協定締結済みであること水道課の夜間待機緊急対応名簿に記載があること	10点 20点		
	不正行為	指名停止	-10~-5点			指名停止(前回定期認定から今回定期認定まで)	1箇月につき、-5点	入札参加停止状況(直近2年度)	入札参加停止月数×-10点 警告・注意(文書・口頭)-5点	参加停止期間(直前1年間)	-240~0点
	新分野進出										
	企業連携					合併後3年以下 合併後3年超5年以下 (要綱上は発注者別評価点数に含めていない)	30点 15点				
	雇用対策	障害者雇用:法定雇用率を達成している事業主または雇用状況報告の義務付けがなくとも障害者を常時雇用している事業者	10点			障害者雇用 法定雇用障害者数と同数 障害者雇用 法定雇用障害者数を超える数	10点 20点	障害者の雇用の促進等に関する法律の規定に基づき、法定を上回る障害者雇用がある場合	10点	「障害者の雇用の促進等に関する法律」第43条に規定する障害者雇用率を達成している者	10点
	環境対策					エコアクション21の認証取得(ISO14001と重複加算なし)	10点			KES・環境マネジメントシステム・スタンダードの認証取得(ISO14000シリーズと重複加算なし)	10点
	ISO14001	ISO14001の認証取得	10点	ISO14001の認証取得	10点	ISO14001の認証取得(エコアクション21と重複加算なし)	10点	ISO14001の認証取得	10点	ISO14000シリーズの認証取得	10点
	その他	男女共同参画:次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定している事業者	10点							官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第2条第1項第4号に規定する組合であって、官公需適格組合として中小企業庁の官公需適格組合証明基準に適合していることの証明を受けた組合 有資格者名簿に登録された者としての種別ごとの継続年数	10点 0~50点
発注者別評価点の合計 (~の各評価項目の最大値を合算)		上限無し		50		上限無し		146		490	
総合点	総合点(計算上の最大値)	-		1,975		上限無し		2,071		1,637	
	(内訳)発注者別評価点	-		50		上限無し		146		490	
	(内訳)客観点	1,925		1,925		1,925		1,925		1,147	
	総合点における発注者別評価点の割合(%)	-		2.5		-		7.0		29.9	
	総合点(実績最大値)	-		1,840		1,267		1,344		1,502	
	(内訳)発注者別評価点	60		30		165		76		355	
	(内訳)客観点	-		1,810		1,102		1,268		1,147	
	総合点における発注者別評価点の割合(%)	-		1.6		13.0		5.7		23.6	
	総合点の算出方法	(入札参加審査の格付の算定では客観点のみを採用し、発注者別評価点は採用していない(入札参加時の資格として指定している))		発注者別評価点と客観点を単純に加算している		発注者別評価点と客観点を単純に加算している		発注者別評価点と客観点を単純に加算している		発注者別評価点と客観点を単純に加算している	
	引き延ばす方法	-		-		-		-		-	

A. 政令指定都市(3)

地方公共団体名	大阪市		堺市		神戸市		広島市		北九州市		
発注者別評価点活用の対象業種	土木、建築、舗装、電気、給排水衛生冷暖房、造園		土木、建築、電気、管、配水管、舗装、造園		土木一般、建築一般、電気一般、管一般、造園一般		土木一式、建築一式、電気、管、舗装、造園		土木、港湾、建築、電気、管、ほ装、造園、水道施設		
発注者別評価点の対象者	管内業者のみでなく、管外業者も対象としている		管内業者のみでなく、管外業者も対象としている		管内業者のみでなく、管外業者も対象としている		管内業者のみでなく、管外業者も対象としている		管内業者のみでなく、管外業者も対象としている		
発注者別評価点の評価項目	具体的内容		具体的内容		具体的内容		具体的内容		具体的内容		
【工事の内容に関連がある評価項目】	工事成績	申請をする日以前の直近の1月1日、4月1日、7月1日又は10月1日(以下「審査基準日」という。)前6年間に於ける本市発注完成工事実績点 ア 本市(平成15年4月より契約管財局において入札を行っている住宅供給公社を含む)又は(財)大阪市建築技術協会若しくは(財)大阪市教育振興公社において発注した工事で、元請として審査基準日前6年間に施工した工事の最終請負金額に対して点数化する。 イ 上記アについては、共同企業体実績も含む(ただし、出資割合に応じて完成工事実績を割り戻す)。 ウ 単位は「千円」とし、千円未満は切捨てとする。 エ 上記ア、イを満たす完成工事実績が複数件ある場合は、そのうち最高完成工事実績分について点数化する。 審査基準日前2年間に於ける近畿2府4県(大阪府、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県及び和歌山県)の官公庁発注完成工事実績点 ア 近畿2府4県の官公庁、若しくは前記 ア以外の本市外郭団体に於いて発注した工事、又は別紙1記載の団体が発注し、施工場所が近畿府県内の工事として審査基準日前2年間に施工した工事の最終請負金額に対して点数化する。 イ 上記アについては、共同企業体実績も含む(ただし、出資割合に応じて完成工事実績を割り戻す)。 ウ 単位は「千円」とし、千円未満は切捨てとする。 エ 上記ア、イを満たす完成工事実績が複数件ある場合は、そのうち最高完成工事実績分 ア 前記 ア、イの施工工事に対する本市工事成績(工事成績が10点満点の場合は、10倍した数)。 イ 上記対象物件が複数件ある場合は、平均値(小数点以下四捨五入)	0~230点 0~115点 (ただし、及びについては、点数の高い方を採用する。) -70~100点	過去5年間の工事成績評価の平均点に応じた数値	-40~120点	神戸市において入札した工事(随意契約含む)で直近5年間に完成させたものの平均成績(件数を点数化したもの)	-70~100点	工事成績により計算された数値(資格認定日の属する年の前年及び前々年における工種別の完成工事平均成績)	-300~150点	過去6年間に竣工した本市発注の当初契約金額500万円以上の工事の成績の平均点(65点以上、5点刻み)に応じて10点ずつ加点 ・上記工事の工事成績75点以上の工事のうち2件目から10点ずつ加点	平均点:10~50点 ・75点以上:10点/件(2件目から)(上限無し)
	技術力				本市の区域内に本店を有する者で特定建設業許可を有する場合は監理技術者の雇用人数に応じた数値	0~50点					
	安全対策										
	表彰	大阪市優良工事表彰制度の受影による点 審査基準日前2年間の大阪市優良工事表彰制度の受影者に対して、1回の表彰につき20点を付与する。	1回の表彰につき20点(上限なし)								
	ISO9001	ISO取得の有無による点 ISO9000シリーズを取得している業者に対して10点を付与する。	10点	本市の区域内に本店を有する者でISO9000シリーズの認証取得者	50点 (ISO14000とも認証取得の場合、合わせて70点)	ISO9001を全組織又は工事の実際の施工を担当する内部組織が取得している者	10点	ISO9001の認証取得	5点	ISO9001認証取得者に加点	5点
	その他			本市の区域内に本店を有する者	100点	神戸市において入札した工事(随意契約含む)で直近5年間に完成させたものの最高実績金額を点数化したもの	0~100点	CPDSの学習単位、CPDの学習時間	2~10点		
	社会貢献			本市と防災活動に関する協定を締結している者	20点	神戸市(水道・交通を含む、外郭団体は含まない)と災害協定を締結している団体に加入している者	10点	広島市災害協力事業者登録制度の登録事業者	5点		
不正行為	指名停止期間による点 審査基準日前2年間に始期がある指名停止期間の累積により10点~30点の幅で減点する。 資格制限による点 審査基準日前4年間に資格制限の始期がある者について30点を減点する。	-30~-10点			指名停止(直近2年間)	(指名停止の月数の合計×10点)	・指名停止(資格認定日の属する年の前年及び前々年) ・資格取消(同上) ・文書注意(同上) ・口頭注意(同上)	-5点×月数 -5点×月数 -3点×回数 -1点×回数	過去2年間に措置した指名停止、文書警告、口頭注意の状況により減点	指名停止-15点(1月)+(-10点/月(2月目から)) ・文書警告-5点×回数 ・口頭注意-5点か-2点×回数	
新分野進出											
企業連携											
雇用対策	障害者の雇用状況による点 障害者雇用を促進するため「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定められた法定雇用障害者数を充足している業者に対して、福祉点として10点を付与する。	10点	本市の区域内に本店を有する者で法定雇用障害者数以上の障害者を雇用している者	10点	「障害者の雇用の促進等に関する法律」による障害者雇用状況の報告義務のある事業主で、法定の障害者雇用率を達成した者	10点	障害者雇用率1.8%以上 障害者雇用率3.6%以上	5点 10点			
環境対策					神戸環境マネジメントシステム(KEMS)又は同システムと相互認証を行っている審査登録機関による環境認証を取得している者(ISO14001と重複加算なし)	10点	エコアクション21の認証・登録(ISO14001と重複加算なし)	5点	登録簿上の本店と建設業法上の主たる営業所の両方が北九州市内に所在する者でエコアクション21の認証取得者に加点	5点	
ISO14001	ISO取得の有無による点 ISO14000シリーズを取得している業者に対して10点を付与する。	10点	本市の区域内に本店を有する者でISO14001の認証取得者	50点 (ISO9000シリーズとも認証取得の場合、合わせて70点)	ISO14001を神戸市内の事業所で、取得している者(KEMS等と重複加算なし)	10点	ISO14001の認証取得	5点	ISO14001の認証取得者に加点	5点	
その他	本市内の本店所在地の有無による点 建設業許可の「主たる営業所の所在地」が大阪市内の業者に対して120点を付与する。	120点			神戸市内に本店を有する者のみ右記ア、イの合計点数	ア 経営事項審査の総合評価点×0.05点 イ 従業員数(神戸市民雇用人数)×2点 (上記従業員数が5人以下10点、50人以上100点)	男女共同参画の取組状況 ・次世代育成支援対策推進法による一般事業主行動計画を策定している場合又は女性チャレンジ賞等の表彰を受けている場合 ・建設業法に規定する資格を有する女性技術者を1人以上雇用している場合	各5点	5期連続で有資格業者名簿に記載され登録簿上の本店と建設業法上の主たる営業所の両方が北九州市内に所在する者に加点 ・登録簿上の本店と建設業法上の主たる営業所の両方が北九州市内に所在し、かつ市内居住の従業員数が10人以上の者に加点	市内営業所: 20点 ・市内居住従業員: 10点(10人)+1点/人(上限20点)	
発注者別評価点の合計 (各評価項目の最大値を合算)		上限なし		370		上限無し		195		上限無し	
総合点	総合点(計算上の最大値)	上限なし		2,295		上限無し		2,120		上限無し	
	(内訳)発注者別評価点	上限なし		370		上限無し		195		上限無し	
	(内訳)客観点	2,082		1,925		1,925		1,925		1,925	
	総合点における発注者別評価点の割合(%)	-		16.1		9.2		-		-	
	総合点(実績最大値)	2,165		1,844		1,864		1,810		1,815	
	(内訳)発注者別評価点	430		60		80		0		30	
	(内訳)客観点	1,735		1,784		1,784		1,810		1,785	
	総合点における発注者別評価点の割合(%)	19.9		3.3		4.3		0.0		1.7	
	総合点の算出方法	発注者別評価点と客観点を単純に加算している		発注者別評価点と客観点を単純に加算している		発注者別評価点と客観点を単純に加算している		発注者別評価点と客観点を単純に加算している		発注者別評価点と客観点を単純に加算している	
	引き延ばす方法	-		-		-		-		-	

A. 政令指定都市(4)

地方公共団体名		福岡市	
発注者別評価点活用の対象業種		土木一式、建築、電気、管、舗装、造園	
発注者別評価点の対象者		管内業者のみを対象としている	
発注者別評価点の評価項目		具体的内容	加点(減点)状況
【工事の内容に関連がある評価項目】	工事成績	成績により計算された数値(直近2年度)	(-0.15~0.15)×客観点
	技術力		
	安全対策		
	表彰		
	ISO9001	ISO9000シリーズの認証取得	0.03×客観点
	その他		
【地域貢献や社会性を評価する評価項目】	社会貢献		
	不正行為		
	新分野進出		
	企業連携		
	雇用対策		
	環境対策		
	ISO14001		
その他	本市に本店を有すること(地場業者) 以外の登録後10年以上の地場業者	0.1×客観点 0.2×客観点	
発注者別評価点の合計 (-の各評価項目の最大値を合算)		上限無し	
総合点	総合点(計算上の最大値)	上限無し	
	(内訳)発注者別評価点	上限無し	
	(内訳)客観点	1,925	
	総合点における発注者別評価点の割合(%)	-	
	総合点(実績最大値)	2,150	
	(内訳)発注者別評価点	483	
	(内訳)客観点	1,667	
	総合点における発注者別評価点の割合(%)	22.5	
	総合点の算出方法	発注者別評価点と客観点を単純に加算している	
	引き延ばす方法	-	

B. 人口20万人以上の都市(1)

地方公共団体名		福島市		上越市		前橋市		金沢市		岐阜市	
発注者別評価点活用の対象業種		全ての業種		土木一式、建築一式、舗装、電気、管		土木一式、ほ装、建築一式、電気管、塗装、造園		全ての業種		土木、建築、電気、管	
発注者別評価点の対象者		管内業者のみでなく、管外業者も対象としている		管内業者のみでなく、管外業者も対象としている		管内業者のみを対象としている		管内業者のみを対象としている		管内業者のみを対象としている	
発注者別評価点の評価項目		具体的内容		加点(減点)状況		具体的内容		加点(減点)状況		具体的内容	
【工事の内容に関連がある評価項目】	工事成績	直前2年に市が発生した工事請負の工事成績を評価	25～40点			工事成績評価点(審査申請前4年度) 工事件数評価点(審査申請前4年度)	-25～175点 0～20点	業種毎の工事成績評価点の平均(審査基準日から過去4年間)	-50～50点	工事成績により計算された数値(前年度の平均点)	-30～70点
	技術力							監理技術者又は主任技術者の数 監理技術者 主任技術者	人数×2点(40点上限) 人数×1点(20点上限)		
	安全対策			労働安全マネジメントシステム規格の認証取得者又はこれに準ずる規格取得	10点						
	表彰	優良工事表彰(直前2年)	非公表	前年度の本市の発注工事の優良工事受賞者	10点	優良建設業者表彰評価点(審査申請前4年度)	表彰工事件数×5点	優良建設工事の表彰実績(過去2年間)	20点	岐阜市優良建設工事業者表彰(前年度)	30点
	ISO9001	ISO9001認証取得	非公表	ISO9000シリーズの認証取得	10点	ISO9000シリーズの認証取得	5点	ISO9000シリーズの認証取得	15点	ISO9000シリーズの認証取得	20点
	その他	直前2年の各営業年度における工種ごとの年間完成工事高のうち、元請完成工事高について下請け発注比率が50%以上の場合	0～10点								
【地域貢献や社会性を評価する評価項目】	社会貢献					ボランティア、環境保全、地域の評価を得ている建設工事に関する文化活動の実施	5点	本市との防災協定の締結の有無 本市との除排雪委託契約締結の有無	10点 10点		
	不正行為	入札参加停止 建設業法に基づく処分の有無	非公表					指名停止状況(過去2年間)	-50～-10点	資格停止処分(市の処分のみ)	件数×(-50～-10点)
	新分野進出										
	企業連携										
	雇用対策	福島県次世代育成支援企業認証取得 障害者雇用 法定雇用率以上の雇用	非公表	障害者雇用 法定雇用者数以上	10点	障害者雇用 法定雇用障害者数以上	5点	障害者雇用 法定雇用障害者数以上	10点	障害者雇用の法定義務達成及び義務無して雇用	10点
	環境対策			エコアクション21を認証・登録(ISO14001取得者を除く)	5点			環境評価活動プログラム又はエコアクション21を認証・登録(ISO14001と重複加算なし)	5点	自然工法士、グリーンドクターの資格を持っている職員	1人に付き1点(上限5点)
	ISO14001	ISO14001認証取得	非公表	ISO14001を取得	10点	ISO14000シリーズの認証取得	5点	ISO14001の認証取得	15点	ISO14001の認証取得	10点
その他			育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に規定する育児休業、介護休業、再雇用特別措置などを実施またはそれに準じた制度を実施	10点			子育てにやさしい企業認証の取得 次世代育成支援一般事業主行動計画の届出状況(300人以下の企業に限る)(子育てにやさしい企業認証の取得と重複加算なし)	10点 5点	少子化対策「一般事業主行動計画を策定」 「一般事業主行動計画を策定」し、「次世代育成支援対策に取り組んでいる企業」として認定	5点 15点	
発注者別評価点の合計 (～の各評価項目の最大値を合算)		非公表		65	225	200	160				
総合点	総合点(計算上の最大値)	非公表		1,990	2,150	2,125	2,085				
	(内訳)発注者別評価点	非公表		65	225	200	160				
	(内訳)客観点	1,925		1,925	1,925	1,925	1,925				
	総合点における発注者別評価点の割合(%)	-		3.3	10.5	9.4	7.7				
	総合点(実績最大値)	-		1,810	1,789	1,494	1,799				
	(内訳)発注者別評価点	-		50	46	145	15				
	(内訳)客観点	-		1,760	1,743	1,349	1,784				
	総合点における発注者別評価点の割合(%)	-		2.8	2.6	9.7	0.8				
	総合点の算出方法	発注者別評価点と客観点を単純に加算している		発注者別評価点と客観点を単純に加算している		発注者別評価点と客観点を単純に加算している		発注者別評価点と客観点を単純に加算している			
	引き延ばす方法										

B. 人口20万人以上の都市(2)

地方公共団体名		明石市		高松市		長崎市		
発注者別評価点活用の対象業種		土木一式、建築一式		土木一式、建築一式、電気、管		全ての業種		
発注者別評価点の対象者		管内業者のみを対象としている		管内業者のみでなく、管外業者も対象としている		管内業者のみでなく、管外業者も対象としている		
発注者別評価点の評価項目		具体的内容		具体的内容		具体的内容		
		加点(減点)状況		加点(減点)状況		加点(減点)状況		
【工事の内容に関連がある評価項目】	工事成績	工事成績評定点の平均点(過去3年度分) 1件ごとの工事成績評定点により算出した評価点(過去1年度分)	-55~100点 75点を超過する工事1件ごとに(工事成績評定点-75)×2点を加点 65点を下回る工事1件ごとに(65-工事成績評定点)×2点を減点	業種ごとの工事成績の平均点(小数点第1位四捨五入)から65点を減じた数値を五倍しています。(付与点数の上限・下限は撤廃)	-325~175点	決算日前2年間における工事成績(工種ごと)の平均点により計算された数値 工事成績の平均点が69点以下 工事成績の平均点が70点以上75点以下 工事成績の平均点が76点以上	(工事成績-70)×0.01×客観点 0点 (工事成績-75)×0.01×客観点 (客観点×0.15を上限)	
	技術力	技術者の保有状況(前年度3月31日時点での市への登録による)	人数×1点(20点を上限) ただし、工事成績の平均が65点以下の場合は加点しない。	技術職員数による付与 技術職員数による加算数値 = 5×J+2×K J:1級技術職員数(20を上限) K:2級技術職員数、20を超えるJはKとして算定し、J+Kの合計は40を上限とする。	2~140点	市内に本店を有する業者に係る技術者の保有状況(経審の技術職員数) 1級技術者 2級技術者 その他の技術者		
	安全対策							
	表彰						市内に本店を有する業者に係る決算日前1年間における優秀工事表彰(当該工種のみ)	30点
	ISO9001	ISO9001の認証取得(前年度の3月31日時点)	5点	ISO9001を認証取得している場合	20点			
	その他							
【地域貢献や社会性を評価する評価項目】	社会貢献	市内に本店を置いてからの営業年数(前年度の3月31日時点)	年数×1点(20点を上限) ただし、工事成績の平均が65点以下の場合は加点しない。					
	不正行為	指名停止(前年度)	1か月×-20点			決算日前2年間における指名停止	指名停止期間(月数)×0.02×客観点を減点(100点を上限)	
	新分野進出							
	企業連携							
	雇用対策					市内に本店を有する業者の障害者雇用法定雇用義務がある者が障害者雇用率を達成している 法定雇用義務がない者が1年間以上継続して雇用している障害者がいる	10点 10点	
	環境対策							
	ISO14001	ISO14001の認証取得(前年度の3月31日時点)	5点	ISO14001認証取得している場合	20点			
	その他	明石市における入札・契約に関する不正等を行った業者に減点を行い、情報提供者に加点を行う。	・繰り返し不正等を行ったと認められる場合 -20点 ・不正のあった案件について、信憑性が高い情報の提供者 10点					
発注者別評価点の合計 (- の各評価項目の最大値を合算)			上限無し		355		388	
総合点	総合点(計算上の最大値)		上限無し		2,280		2,313	
	(内訳)発注者別評価点		上限無し		355		388	
	(内訳)客観点		1,925		1,925		1,925	
	総合点における発注者別評価点の割合(%)		-		15.6		16.8	
	総合点(実績最大値)		1,055		1,685		1,817	
	(内訳)発注者別評価点		113		180		0	
	(内訳)客観点		942		1,505		1,817	
	総合点における発注者別評価点の割合(%)		10.7		10.7		0.0	
	総合点の算出方法		発注者別評価点と客観点を単純に加算している		発注者別評価点と客観点を単純に加算している		発注者別評価点と客観点を単純に加算している	
	引き延ばす方法							

C. 人口5～20万人の都市(1)

地方公共団体名		釧路市		花巻市		飯能市		佐渡市		佐久市		
発注者別評価点活用の対象業種		土木、建築、ほ装、電気、管設備、水道設備、機械設備、塗装、造園		土木一式 建築一式 電気設備 官設備 舗装 水道施設		土木一式、建築一式、とび・土工、ほ装、管		土木、建築、ほ装、電気、管		全ての業種		
発注者別評価点の対象者		管内業者のみでなく、管外業者も対象としている		管内業者のみを対象としている		管内業者のみを対象としている		管内業者のみでなく、管外業者も対象としている		管内業者のみでなく、管外業者も対象としている		
発注者別評価点の評価項目		具体的内容		具体的内容		具体的内容		具体的内容		具体的内容		
		加点(減点)状況		加点(減点)状況		加点(減点)状況		加点(減点)状況		加点(減点)状況		
【工事の内容に関連がある評価項目】	工事成績	工事成績により計算された数値	0～50点 (請負金額との合計が50点上限)	前年度の平均工事成績により算定 65点平均基準点に対し、最高+70点 最低-156点	-91～135点	工事成績により計算された数値(直近2年)	0～50点	新潟県建設工事入札参加資格審査規程実施要綱の規定に基づく審査により付与されている評点を適用	10～100点	市発注工事の工事成績により計算された数値(定期審査年度直前2年度の平均点に応じ、加減点する。)	(平均点-65)×3.5 (上限122点)	
	技術力											
	安全対策											
	表彰	釧路市優良施工事業者表彰受賞	10～20点	前年度優良市営建設工事表彰受賞	20点			新潟県知事優良工事表彰(1件まで)(直近2年度)	20点			
	ISO9001	ISO9000シリーズの認証取得	5点	ISO9000シリーズの認証取得	20点	ISO9001シリーズの認証取得	25点	ISO9000シリーズの認証取得	20点			
	その他	工事成績評定対象工事の請負金額により計算された数値	50～0点 (工事成績との合計が50点上限)				建設工事請負件数(直近2年) 建設工事請負	2～10点 3～10点			長野県の発注者別評価点数を加減点する	0～197点
【地域貢献や社会性を評価する評価項目】	社会貢献	除雪業務の請負の有無 夜間休日修繕等当番業務実施の有無	5点(年数によって更に加点有) 5～20点							市の除雪及び融雪剤散布業務受託者(定期審査年度直前2年度における受託者。)	20点(2年間) 10点(1年間)	
	不正行為			指名停止による減点 直前2年度 指名停止月数×(-10点)	月数×-10点							
	新分野進出											
	企業連携											
	雇用対策	障害者雇用 法定雇用障害者数以上 育児休業制度 法規定以上の制度導入	人数×5点 5点	障害者雇用 障害者を雇用している場合	20点			障害者雇用 法定雇用障害者数以上	10点			
	環境対策											
	ISO14001	ISO14001の認証取得	5点	ISO14001認証取得	20点	ISO14001の認証取得	10点	ISO14001の認証取得	10点			
その他	建設業退職金共済制度加入	5点						市税・県税・法人税・消費税など未納のものがある場合	-10点	長野県の発注者別評価点数を加減点する。	0～284点	
発注者別評価点の合計 (～の各評価項目の最大値を合算)		上限無し		215		105		160		623		
総合点	総合点(計算上の最大値)	上限無し		2,140		2,030		2,085		2,548		
	(内訳)発注者別評価点	上限無し		215		105		160		623		
	(内訳)客観点	1,925		1,925		1,925		1,925		1,925		
	総合点における発注者別評価点の割合(%)	-		10		5.2		7.7		24.5		
	総合点(実績最大値)	2,017		1,687		963		1,882		2,136		
	(内訳)発注者別評価点	395		40		71		105		326		
	(内訳)客観点	1,622		1,647		892		1,777		1,810		
	総合点における発注者別評価点の割合(%)	19.6		2.4		7.4		5.6		15.3		
	総合点の算出方法	発注者別評価点と客観点を単純に加算している		発注者別評価点と客観点を単純に加算している		発注者別評価点と客観点を単純に加算している		発注者別評価点と客観点を単純に加算している		発注者別評価点と客観点を単純に加算している		
	引き延ばす方法	-		-		-		-		-		

C. 人口5～20万人の都市(2)

地方公共団体名		田辺市		防府市	
発注者別評価点活用の対象業種		土木、建築、電気、管、水道		土木一式・建築一式・電気・管・造園	
発注者別評価点の対象者		管内業者のみを対象としている		管内業者のみを対象としている	
発注者別評価点の評価項目		具体的内容		具体的内容	
		加点(減点)状況		加点(減点)状況	
【工事の内容に関連がある評価項目】	工事成績			完成検査の平均工事成績評定点(直近2年度)	0～50点
	技術力	1級技術者 2級技術者、電気主任技術者(第1種～第3種)、水道給水装置工事主任技術者、実務経験者	人数×1級3点、2級2点、実務経験者1点など。(合計1社50点)	職員数 建設業従事職員 1級技術者	5～65点 5～65点
	安全対策	労働安全衛生法資格	一業種1点、重複でも1人1点、合計1社10点を上限とする。		
	表彰				
	ISO9001	ISO9001の認証取得	20点	ISO9001又はISO9002のいずれかの認証取得	20点
	その他				
【地域貢献や社会性を評価する評価項目】	社会貢献	災害対応(組合単位で協定、組合に加入していれば加点)	10点		
	不正行為	指名停止(前登録期間) 営業停止(前登録期間)	-30～-5点 -30～-10点	指名停止(直近2年度)	-4～-1点
	新分野進出				
	企業連携			合併(直近2年度)	客観点の10%
	雇用対策	新卒者職員採用 障害者雇用(法定義務建設業者は1.8%以上、以外は1名以上) 企業年金加入	新卒1人5点、上限3人 5点		
	環境対策				
	ISO14001	ISO14001の認証取得	20点	ISO14001の認証取得	20点
	その他			申請時において、次世代育成支援対策推進法第12条第1項の規定又は、同条第3項の規定により、届出を行っている者	10点
発注者別評価点の合計 (各評価項目の最大値を合算)		135		423	
総合点	総合点(計算上の最大値)	2,060		2,779	
	(内訳)発注者別評価点	135		854	
	(内訳)客観点	1,925		1,925	
	総合点における発注者別評価点の割合(%)	6.6		30.7	
	総合点(実績最大値)	2,017		1,350	
	(内訳)発注者別評価点	395		289	
	(内訳)客観点	1,622		1,061	
	総合点における発注者別評価点の割合(%)	19.6		21.4	
	総合点の算出方法	発注者別評価点と客観点を単純に加算している		発注者別評価点あるいは客観点のどちらかを引き延ばして加算している	
引き延ばす方法	-		発注者別評価点=客観点×(工事成績評点/200+指名停止状況評点/50)+その他の項目に係る評点の合計 総合点=発注者別評価点+客観点		

D. 人口5万人未満の都市(1)

地方公共団体名		陸別町		鶴田町		鏡石町		高根沢町		長南町	
発注者別評価点活用の対象業種		土木等一式		28業種		一般土木・舗装・建築・上下水道		全ての業種		土木・舗装・建築・とび	
発注者別評価点の対象者		管内業者のみを対象としている		管内業者のみでなく、管外業者も対象としている		管内業者のみでなく、管外業者も対象としている		管内業者のみでなく、管外業者も対象としている		管内業者のみでなく、管外業者も対象としている	
発注者別評価点の評価項目		具体的内容		具体的内容		具体的内容		具体的内容		具体的内容	
		加点(減点)状況		加点(減点)状況		加点(減点)状況		加点(減点)状況		加点(減点)状況	
【工事の内容に関連がある評価項目】	工事成績	工事成績より計算された数値	0～50点	過去2年間の工事における工事成績の評価(評定点-65)×工事件数(2年間)	(評定点-65)×工事件数(2年間)	直前2年間に発注した町工事の工事種別ごとの工事成績について発注者別評価点を付与することができる	-25～40点	工事成績により計算された数値(直近2年度)	50点	工事成績により計算された数値(最近2年)	60点(15点×4)
	技術力										
	安全対策			死亡事故等の場合減点。	工事により適宜設定						
	表彰							優良工事表彰:表彰を受けた業者には10点を加点。また、特別表彰として5年連続受賞を受けた業者は30点加点	10～30点		
	ISO9001							ISO9000シリーズの認証取得	10点	ISO9000シリーズの認証取得	10点
	その他	当町発注における工事の契約件数 当町発注における工事の実績金額 当町発注における労災事故等	0～25点 0～50点 -25～0点	工事履行に対する評価(未完成の場合に減点)	工事により適宜設定	工事施工の状況により下請発注率が50%以上の場合 建設業法に基づく処分の有無	-10～0点 -5～40点			工事実績	20点
	社会貢献	災害時のボランティア活動参加等	0～25点	町の除雪作業請負 1年 2年	5点 10点						
【地域貢献や社会性を評価する評価項目】	不正行為			指名停止期間(月数)に10を掛けた点数を減点。	指名停止期間(月数)×(-10)			対象期間中(2年)に町から指名停止処分を受けた場合、その停止を受けた月数に2点を乗じた点数	-24～-2点		
	新分野進出										
	企業連携										
	雇用対策							障害者雇用 法定雇用障害者数以上 次世代育成支援対策:「一般事業主行動計画」を策定し、労働局雇用均等室に届け出る	10点 10点		
	環境対策										
	ISO14001							ISO14001の認証取得	10点	ISO14001シリーズの認証取得	10点
	その他										
発注者別評価点の合計 (～の各評価項目の最大値を合算)		150		上限無し		40		120		100	
総合点	総合点(計算上の最大値)	2,075		上限無し		1,965		2,045		2,025	
	(内訳)発注者別評価点	150		上限無し		40		120		100	
	(内訳)客観点	1,925		1,925		1,925		1,925		1,925	
	総合点における発注者別評価点の割合(%)	7.2		-		2.0		5.9		4.9	
	総合点(実績最大値)	1,310		-		1,759		-		1,006	
	(内訳)発注者別評価点	135		96		0		-		10	
	(内訳)客観点	1,175		-		1,759		-		996	
	総合点における発注者別評価点の割合(%)	10.3		-		0.0		-		1.0	
	総合点の算出方法	発注者別評価点と客観点を単純に加算している		発注者別評価点と客観点を単純に加算している		発注者別評価点と客観点を単純に加算している		発注者別評価点と客観点を単純に加算している		発注者別評価点と客観点を単純に加算している	
	引き延ばす方法	-		-		-		-		-	

D. 人口5万人未満の都市(2)

地方公共団体名		あわら市		みなべ町		三好市		四万十町		西海市	
発注者別評価点活用の対象業種		土木一式		土木一式		土木一式		土木一式		土木、浚渫、造園、建築、塗装、防水、電気、電気通信、管、水道施設、排水設備、給水装置、浄化槽、ほ装	
発注者別評価点の対象者		管内業者のみを対象としている		管内業者のみを対象としている		管内業者のみを対象としている		管内業者のみでなく、管外業者も対象としている		管内業者のみでなく、管外業者も対象としている	
発注者別評価点の評価項目		具体的内容		具体的内容		具体的内容		具体的内容		具体的内容	
		加点(減点)状況		加点(減点)状況		加点(減点)状況		加点(減点)状況		加点(減点)状況	
【工事の内容に関連がある評価項目】	工事成績	工事成績(平成18年度工事点数)	-10~20点	工事成績により計算された数値	-14~22点	工事成績及び厚生年金基金加入に対する計算 工事成績加算率の計算式は別途あり 厚生年金基金加入加算率:加入していれば加算率は3 直近年度の工事1件毎の工事成績による加減点 80点を超過する工事 65点を下回る工事	(直近5年度の工事成績加算率の平均値+厚生年金基金加入加算率)×1/100×客観点 (得点-80)×2点 (65-得点)×(-2点)	同種工事の実績の件数(直近10年間) 施工実績4件以上 50点、2件~3件 25点、2件未満 0点	0~50点		
	技術力	技術者の保有状況(経審2評価点における技術者の数) 1級技術者5人以上 1級技術者2人以上	10点 5点	技術者の保有状況 ・1級技術者 ・2級技術者 ・その他技術者	1級人数×5点 2級人数×3点 その他人数×1点 (50点を上限)	1級技術者 2級技術者 その他の技術者数	人数×5点 人数×2点 人数×1点				
	安全対策										
	表彰	優良工事表彰(平成18年度)	15点								
	ISO9001						ISO9000シリーズの認証取得	10点			
	その他	提案工事 特定建設業	5~10点 5点	指名年数	年数×1点(20点を上限)				技術者の施工実績(直近10年間) 施工実績4件以上 50点、2件~3件 25点、2件未満 0点	0~50点	
【地域貢献や社会性を評価する評価項目】	社会貢献	除雪協力 災害工事	10点 5~20点	災害協定の参加	5点	徳島県土木施設アドプト支援事業の活動、又は草刈等の無償奉仕活動 深夜等に緊急出動による活動 ボランティア活動又はアドプト事業活動	最大5点 回数×2点(最大10点) 回数×1点(最大5点) (20点を上限)			市内の従業員雇用数	10~100点
	不正行為					指名停止(直近年度)	月数×(-10点)			市又は県の指名停止	-100~-1点
	新分野進出										
	企業連携					企業合併	客観点×(5~10%)				
	雇用対策			町民雇用	技術職員×3点 その他職員×2点 (25点を上限)	建設業従事職員数(5人以上が対象) 身体障害者・知的障害者・精神障害者の雇用	人数×1.5点(150点を上限) 障害者の雇用人数×10点(20点を上限)				
	環境対策										
	ISO14001					ISO14001の認証取得	10点				
	その他					建設重機保有 財務諸表の「機械・運搬具」、「工具器具・備品」の帳簿価格が1000万円以上(直近年度)	1,000万円につき3点 (30点を上限)				
発注者別評価点の合計		90		122		-		100		100	
総合点	総合点(計算上の最大値)	2,015		2,047		-		2,025		2,025	
	(内訳)発注者別評価点	90		122		-		100		100	
	(内訳)客観点	1,925		1,925		1,925		1,925		1,925	
	総合点における発注者別評価点の割合(%)	4.5		6.0		-		4.9		4.9	
	総合点(実績最大値)	1,012		1,185		-		100		1,659	
	(内訳)発注者別評価点	70		102		-		-		-100	
	(内訳)客観点	942		1,083		-		-		1,759	
	総合点における発注者別評価点の割合(%)	6.9		8.6		-		-		-	
	総合点の算出方法	発注者別評価点と客観点を単純に加算している		発注者別評価点と客観点を単純に加算している		発注者別評価点と客観点を単純に加算している		発注者別評価点と客観点を単純に加算している		発注者別評価点と客観点を単純に加算している	
	引き延ばす方法	-		-		-		-		-	

D. 人口5万人未満の都市(3)

地方公共団体名		竹田市		三股町		曾於市	
発注者別評価点活用の対象業種		土木一式、建築一式、電気、管、舗装		土木一式		土木一式、建築一式、舗装、水道施設、管、電気、造園	
発注者別評価点の対象者		管内業者のみでなく、管外業者も対象としている		管内業者のみを対象としている		管内業者のみを対象としている	
発注者別評価点の評価項目		具体的内容	加点(減点)状況	具体的内容	加点(減点)状況	具体的内容	加点(減点)状況
【工事の内容に関連がある評価項目】	工事成績	工事成績により計算された数値(直近2年度)	-60 ~ 120点	工事成績により計算された数値(直近2年平均)	2 ~ 106点	市発注の成績(直近3年平均)	-2、-1、±0、+1、+2の5段階評価(総合判定の目安となる)
	技術力	契約後VE提案を採択された県工事	1件×20点(上限無し)	1級技術者 2級技術者	人数×5点 人数×2点(上限30点)		
	安全対策						
	表彰			表彰項目12件	1件5点(上限10点)		
	ISO9001	ISO9001の認証取得	10点	ISO9001	5点		
	その他	発注者から直接請け負った公共工事の完成工事高により計算された数値	0 ~ 80点				市発注の完成高の合計(直近3年平均)
【地域貢献や社会性を評価する評価項目】	社会貢献			町主催ボランティア(清掃活動等) 消防団員加入 交通安全指導員加入	1回あたり1~2点 人数×2点 人数×2点(上限10点)		
	不正行為	指名停止(当該年度) 是正指導 建設業法による監督処分	1月×-10点 -15 ~ -5点 -60 ~ -30点	指名停止 死亡事故 負傷事故 (指名停止または死亡事故、負傷事故の減点の多いほうを採用)	-(月数×5点) -10点 -5点		
	新分野進出						
	企業連携	同一業種の有資格者間で合併等を行った場合(最下位等級の者との合併を除く)	客観点×10%				
	雇用対策	障害者雇用 法定雇用障害者数以上(雇用義務あり) 障害者雇用 法定雇用障害者数以上(雇用義務なし)	10点 20点	障害者雇用	1人×5点(上限無し)		
	環境対策						
	ISO14001	ISO14001の認証取得	10点	ISO14001	5点		
	その他						
発注者別評価点の合計 (-の各評価項目の最大値を合算)		上限無し		上限無し		(加点減点方式でない)	
総合点	総合点(計算上の最大値)	上限無し		上限無し		-	
	(内訳)発注者別評価点	上限無し		上限無し		-	
	(内訳)客観点	1,925		1,925		-	
	総合点における発注者別評価点の割合(%)	-		-		-	
	総合点(実績最大値)	1,358		1,013		-	
	(内訳)発注者別評価点	110		106		-	
	(内訳)客観点	1,248		907		-	
	総合点における発注者別評価点の割合(%)	8.1		10.5		-	
	総合点の算出方法	発注者別評価点と客観点を単純に加算している		発注者別評価点と客観点を単純に加算している		-	
	引き延ばす方法	-		-		-	